

4. 福祉・医療・・・(3)障がい者自立支援制度

障がい者自立支援制度の円滑な運営に関する重点要望のポイント

20年8月 大阪府

主要要望項目

法施行後3年の見直し関連

1 障がい者の所得確保と適切な利用者負担の設定

- 障がい基礎年金の増額など所得確保を図る
- 低所得者層に配慮した適切な利用者負担制度とする
- 利用者負担は簡素で分かりやすい仕組みに見直す

2 障がい者の雇用・就労支援

- 障がい者雇用を進める法制の強化、就労支援策の充実等

3 報酬基準の見直し

- 施設等の報酬を「月額払い方式」に見直す
- 今後拡大する福祉・介護ニーズに対応できる質の高い人材を確保するため適切な報酬水準とする
- 小規模作業所が23年度までの経過措置期間内に円滑に移行し安定的な運営ができるよう支援策を講じる

4 グループホーム・ケアホームの運営安定化

- 4人または5人の定員規模でも安定した運営が可能に
- 重度障がい者の支援に対する生活支援員等の適正配置を確保
- 常駐型の夜間支援体制を確保できる報酬基準とする
- 身体障がい者のグループホーム等の利用を可能とする

5 障がい程度区分の認定基準の見直し

- 障がい種別に応じた適切な認定基準に抜本的見直す
- 一次判定において適切な区分が反映されるよう、認定調査項目や判定プロセスなどについて見直す

今年度に対応を求めるもの

6 地域生活支援事業における確実な財源措置と移動支援事業の義務負担化

- 安定的な事業実施ができるよう、確実な財源措置を行う
- 障がい者の日常生活に不可欠な移動支援は自立支援給付(国庫負担金)に位置付け確実な財源措置を行う

7 特別対策(基金事業)について

- 21年度以降においても、必要な事業を継続または恒久的な措置として制度化する

障がい者の所得と利用者負担

1 関連

1 障がい者の収入

障がい者を取り巻く雇用環境厳しく、所得は低い水準にある。

- 障がい基礎年金(月額)
 - 1級 約8.3万円 2級 約6.6万円
- 月平均工賃収入(18年度;授産施設)
 - 身体9,300円、知的8,300円
 - 精神5,300円

障がい基礎年金と生活保護・最賃

- 生活保護受給額
- 最低賃金(12.9万円程度)
- 障がい基礎年金(6.6~8.3万円)

3 サービス利用の抑制

利用者負担等の増により依然としてサービスの利用抑制は続いている

種別	18年3月	18年5月	19年12月
居宅介護	20.2時間	18.1時間	18.3時間
旧法通所	21.5日	19.2日	17.8日

障がい者の雇用・就労支援

2 関連

1 障がい者の雇用状況(法定雇用率1.8%)

- 実雇用率 ⑩1.56%(全国32位)
- 雇用率達成企業⑩42.2%(全国43位)
- 施設を出て就職した割合 ⑩1.26%(全国1.31%)

2 法制の強化

- アウトソーシング発注額を法定雇用率の算定対象とすること
- 法定雇用率未達成企業名の公表
 - 未達成企業の公表件数⑩3,471社中1社に留まっている

③精神障がい者の雇用義務化

- 障がい種別毎の就職件数割合
 - 身体58.2% 知的28.4% 精神11.9%

3 障害者就業・生活支援センターの人員体制の充実

- 生活支援ワーカーの必要人員の確保

障がい者施設等の運営

3・4 関連

1 「日額払い」報酬の影響について

国において、本年度から事業所等への報酬について、9割までの従前額保障など特別対策が講じられた。
一定の改善は図られたが、依然として減収している状況である (対前比)

施設種別	18年度月平均	19年度月平均
通所施設	▲74.3万円 (▲12.5%)	▲38.2万円 (▲6.2%)
入所施設	▲70.6万円 (▲3.8%)	▲48.9万円 (▲2.4%)
グループホーム等	▲10.8万円 (▲22.7%)	※▲5.1万円 (▲10.6%)

※グループホームは4~6月平均

2 福祉施設等の職員年収の状況

年齢、勤務年数に留意する必要があるが、全労働者の平均に比べ低い状況

区分	年齢	勤務年	年収試算額
全労働者	40.7	12.0	454万円
福祉施設介護(男)	32.1	4.9	313万円
福祉施設介護(女)	37.0	5.1	284万円
ホームヘルパー(女)	44.1	4.9	254万円

出所 18年度賃金構造基本統計調査より

3 小規模作業所の新体系移行を図るため報酬単価を充実すること

報酬単価の比較	定員21~40人以下
旧体系(旧法通所授産)	708単位
新体系(就労継続B型)	527単位

4 グループホーム・ケアホーム

①4.5人定員規模でも安定運営が可能に
・利用定員規模別の設置割合

定員	4名	5名	6名	7名	8以上
割合(%)	56.0	19.2	17.2	1.2	6.4

②重度障がい者への支援体制の強化

基準配置のみ	基準配置+独自加配
68%	32%

・夜間支援体制の状況

常駐型	巡回型
87.0%	13.0%

③身体障がい者GH・CHの制度化

- 3障がい一元化のなかで、GH・CHは制度の対象外となっている

障がい程度区分の認定

5 関連

1 抜本的な見直しが必要

現行の障がい程度区分の認定基準については、介護保険をもとに制度設計され、コンピューター(CP)による一次判定が障がい特性や実態を反映していない。

2 障がい程度区分の認定の流れ



3 二次判定における上位区分への変更率

特に、知的障がい者、精神障がい者の変更率が顕著となっている。

- 4.3.6% (内訳) ・身体障がい者 27.4%
・知的障がい者 53.9%
・精神障がい者 65.8%

地域生活支援事業

6 関連

地域生活支援事業は地域の実情や利用者のニーズを踏まえ市町村で柔軟に実施

1 事業内容

事業名	割合
相談支援事業	2.2%
コミュニケーション支援事業	2.9%
日常生活用具給付事業	18.0%
移動支援事業	61.8%
地域活動支援センター	4.0%
その他事業	11.0%

※地域生活支援事業に占める割合は、移動支援事業が最も高い

2 財源(国庫補助金)が著しく不足

19年度不足額 約7億2千万円
※43市町村中41市町が不足(95%)

3 移動支援事業は確実な財源措置必要

移動支援事業は障がい者の日常生活に不可欠な事業であり確実な財源措置(国庫負担金化)が必要